

第1号様式(第3条関係)

審査基準・標準処理期間個票

許認可等の名称	那覇市立学校体育施設（開放施設）の使用料の還付
根拠法令及び条項	那覇市立学校体育施設使用料条例第4条 那覇市立学校体育施設の開放に関する規則第10条
審 査 基 準	
<p>那覇市立学校体育施設使用料条例</p> <p>那覇市立学校体育施設の開放に関する規則</p> <p>別紙のとおり</p>	
標準処理期間	14日
所管部署	生涯学習部 市民スポーツ課（098-917-3504）
更新日	平成27年4月1日

(別紙)

那覇市立学校体育施設使用料条例

(使用料の還付)

第4条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

那覇市立学校体育施設の開放に関する規則

(使用料の還付)

第10条 条例第4条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、還付する額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

- (1) 天災その他不可抗力により利用できなくなった場合 利用できない期間に係る額
- (2) 利用日の1週間前までに利用許可の取消を教育長に提出した場合 利用できない期間に係る額
- (3) その他教育長が必要と認める場合 教育長が必要と認める額